

福岡市都市景観アドバイザー制度要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市都市景観条例（昭和62年福岡市条例第28号。以下「条例」という。）第32条の規定により、専門家等の意見を聴くために、都市景観アドバイザー制度を設置し、運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 都市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、次の各号に掲げる業務に関し、市長の要請に応じて、専門的立場から市民、事業者、市職員等に対して都市景観の形成に関する情報の提供、助言等を行うものとする。

- (1) 条例第6条に規定する市民及び事業者の啓発に関する業務
- (2) 条例第16条に規定する都市景観形成地区内の建築行為等の届出をした者に対する助言、又は指導に関する業務。
- (3) 条例第16条に規定する大規模建築物等の新築等の届出をした者に対する助言、又は指導に関する業務。
- (4) 条例第21条に規定する都市景観形成建築物等の所有者等に対する保存のための技術的援助に関する業務
- (5) 条例第24条に規定する景観づくり地域団体に対する技術的援助に関する業務
- (6) 条例第29条に規定する都市景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対する技術的援助に関する業務
- (7) その他都市景観の形成に関して専門家の意見を聴くことが必要な業務

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、人格が高潔で、都市景観の形成に関して専門知識及び経験を有する者のうちから、若干名を市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日に属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

- 2 アドバイザーが適格性を欠く場合は、委嘱期間内においても、市長はアドバイザーを解職することができる。

(報償金)

第5条 アドバイザーの活動の実績に応じて報償金を支給する。

(庶 務)

第6条 この要綱の施行に関する庶務は、住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室で行う。

(委 任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附則 この要綱は、昭和62年12月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。